

石高制に関する二つの問題

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4403336>

出版情報：経済學研究. 29 (2), pp.93-104, 1963-06-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



石高制に関する二つの問題

秀 村 選 三

一

幕藩体制社会に関しては最近相当論議されてきたが、それにもかかわらず幕藩体制社会が日本の封建制社会のなかでいかなる位置・段階を占め、いかなる意味をもつのか——そういう巨視的な問題になると未だ必ずしも明確ではないし、中世の研究者の見解とも密接な脈絡があるとも思えないようである。したがって小稿では幕藩体制の特質の一つである石高制に焦点をあわして幕藩体制社会を考えてみたい。というのは、極端な表現をすれば幕藩体

石高制に関する二つの問題

制社会は石高制或はさらに広く「高」の社会と言ってもいいように思うからである。石高制がなぜ問題となるのか、どこに盲点があるのか、日頃の素朴な疑問や意見を並べて教示や批判をおねがいすることしよう。

幕藩体制に関する高度の論議において自明のこととされているものの中には実は私自身まだよく呑みこみ得ないものがあり、それは案外私ばかりでもないらしい。むしろ自明なこととして取扱われていることの中になお多くの問題がひそんでいるのではないだろうか。さきに中村吉治氏が「石高制と封建制」(史学雑誌第六十九編第八号)でとりあげられた事柄は基本的な指摘であったにもかかわらず、今日までこれに対しハッキリした批判反や論はないまま幕藩体制論は進んできたようにおもふ。しかし此の論文は決して無視していいものでなく、充分考慮した上で(賛否いつれにせよ)論を進めた方がよいように思われる。私自身も夫役の面から中村氏と同様なことを言ったことがあり、小稿でも中村氏や私の主張を繰返すような面もあるかと思うが、それらを含めて私自身の素朴な疑問と意見を書いてみたい。

私自身石高制については大きく分けて二つの問題を感じてい

る。第一は石高制を指標として幕藩体制社会をいかなる封建制社会と見るのか、日本封建制社会のいかなる段階と見るべきかということであり、ひいては村請制も大いに考えねばならないと思う。さらには石高だけでなく、役高や軍役高など、総じて幕藩体制社会が「高」支配と「高」所持・格護の社会であった意味をよく考えてみたいのである。第二の問題は私自身が常日頃九州という辺境地帯の史料を取扱っていることから生じること、幕藩体制社会の原理の一つとも言うべき石高制が辺境地帯ではいかなるかたちで貫徹しているのか。或は石高制と違う原理が働いているのではないか。中央地帯の石高制との関係はどうなのかということである。言わば石高制を通して辺境外様大名に対する幕府権力の意味や滲透度をうかがえるのではないかと思うからであり、もっと言えば幕藩体制を論ずる時、幕府の統一権力としての強大さは充分認めなければならないが、もちろん中央集権国家ではないのであるから、幕藩体制一般の段階論だけでなく、それに先行するものとして地域区分なり領国・非領国の類型論を精密に設定し、それらの密接な複合・関連として幕藩体制の諸段階を論ずべきではないかとおもうのである。

第一の問題で何よりも取りあげねばならぬことは中村吉治氏も指摘されたように石高制のもつ抽象性・形式性・固定性であろう。石高は厳密な検地丈量から出てくるものではなく、福岡藩での表現をすれば「算面之作り物」であり、しかも一度書き上げられると固定する性格をもっている。幕藩領主の土地支配が一筆毎の土地そのものの支配ではなく、現実の土地からは或る程度上昇・遊離した「高」の支配であり、最大の関心事は領国の政治的支配と年貢の収量にあったことは重要である。石高記載について屢々一般平均的な生産力の表示といわれるが、生産力の表示はつまり負担能力の表示であって、その総計としての村高、そして村高×免Ⅱ年貢が最大の関心事であったのである。かかる土地支配はたして典型的な封建的土地所有Ⅱ支配と言えるだろうか。私の素朴な疑問である。此の段階の幕藩領主が在地領主ではなく、領域の一円支配をなし、土地所有というよりは領有であり、領域の政治的支配を本質としていることに注目するならば幕藩体制社会は封建制社会の変質期と見るべきではないだろうか。これを農民〔百姓〕の側から見れば、その土地所持権は辺境の特殊地域を除けば

相当強固であつて単なる用益権ではない。中田薫氏は「不可讓的所有権」とさえ言われており（徳川時代に於ける土地私所有権、中田著、法制史論集第二卷所収）、江戸時代の識者達が田畑を以て百姓の私田・私業と見ていたことも注意しなければならぬ（同上書、五一二―五一七頁）。少くとも農民（農家）の所持地相続においてはモンマルトの如きものはなかったのである。したがって私自身非常に知りたいことはかかる百姓の土地所持に關して農奴の土地保有との共通点よりもむしろ差異点であり、そこから問題が展開することもありはしないだろうか。

土地所持は石高の所持であり、当然生産物年貢の収取を受けるが、石高制と「全剰余労働の収奪」とは必然的に関連をもつのかどうか、もっと深く考えなければならぬ。幕藩体制社会の所謂第一段階にかかわることであるが、少くとも歴史学本来の厳密な史料操作による実証によって納得せしめ得る論はまだ出ていないのではないだろうか。疑えば疑い得ることであり、領主権力と農民（村）の力の対抗關係を夫々の地域に即してもっと問題にしていし、小農民經營とは具體的・にどの層までを言っているのか、それによって大分話は違ってくるのではないだろうか。もち

石高制に關する二つの問題

ろん私達は近世初期における年貢収奪のきびしさや走者・身売・亡所等の史料に屢々接するし、その個々の事実自体はまさにその通りであろう。しかし他面それらの史料が私達の関心を惹き易い史料であることを注意し過大評価は戒めねばならない。また全剰余労働収奪の原則を認めることは出来てもそれは封建領主として当然の理念であつて、理念——ことに法制と現実とは區別して考へるべきであらう。法制の滲透と農民の対応（村の力の存在——ことに消極的な抵抗）は地域によつて相当異なる筈であるから、單に原則を挙げるだけでは説得力は弱いようにおもふ。地域の諸条件（たとえば地方知行の性格、郷土制度の存否、村役人制度、收取機構のあり方、農業の集約度など……）を考慮し、直接には土地丈量の精粗——ことに繩伸び・有畝、永荒・隠田畑の存在或は検地役人と村との關係などをもっと深く考えてみたいのである。大石慎三郎氏が言われるように「試行錯誤とも言うべき方法で」「經驗的に年貢賦課量を定めてゆく」（享保改革の經濟政策、二四頁）だけで果して全剰余労働の収奪は可能であらうか。むしろ竹安繁治氏が有畝を追求されて初期から剰余労働部分が農民の手元に残されることを考へているのは、きわめて注目すべき見解と

おもわれる（近世土地政策の研究、とくに第六章）。また八木哲浩氏が指摘するように、本敵・有敵にかかわらず大高持・小高持によって剰余労働部分の残される可能性が違うとも言い得るから（竹安の前掲書の書評、歴史学研究第二七三号）、第一段階Ⅱ全剰余労働収奪を自明のこととせず、地域と階層とを考慮に入れて再検討すべきであろう。

次に石高制において田はもちろん畑や山野河海の收穫物までが高に結ばれ「色高」、米納年貢に統一されていることは（その附加的貢租も含めて）、此の場合の米が単なる生産物〔使用価値〕としての米ではなく、極端な表現をすれば、貨幣納の貨幣に近いものであったと言わねばならない（畠では貨幣納も進んでいる）。すなわち当時の農民的貨幣経済の成熟度において、もちろん或程度の貨幣流通はあったが一般的等価物としては貨幣よりも米の方が意味をもち、それを踏まえて石高制は成立していたのである。屢々指摘されるように中国銭の流入にもかかわらず貨幣流通量がその需要にともなわず、ことに農民間に貨幣が欠乏していたこと、貫高制においても多分に現物納が行なわれ、さらに石高制として米に統一されたことを考えるならば米に貨幣の代替物とし

ての性格を認め、米納年貢に貨幣納年貢の要素を認めるべきではないだろうか。もちろん私達は此の時代の商品・貨幣流通の華やかさをうかがうに足る史料を知ってはいる。しかしそれは拠点間を結ぶ線の流通——領主および特権商人の隔地間取引においてであって、地域的広がりをもち農村内部に深く滲透し得る流通ではなかったようである。その後鉱山の開発や鑄造技術の発達、統一貨幣の発行も見られるけれども、なお相当後年まで貨幣流通量（とくに銭貨）の不足は続くとおもわれ、石高制・米納年貢制に固定せざるを得なかったのであろう。しかも領主米販売機構の整備過程において、芽ばえつつあった農民的貨幣経済を圧倒したことは、米納年貢が領主にとって単なる貨幣納年貢——農民が市場に接触することによって可能な——よりもヨリ有利な貨幣納年貢（奇妙な表現ではあるが）の意味をもったのではないだろうか。農民を市場より遮断し完全に領主の主導する貨幣納、極端な表現をすれば範疇としては「貨幣納年貢」と認めるべきではないだろうか。すなわち律令制の租の伝統を引きつしかも単なる生産物年貢ではなく「貨幣納」の要素をもった米納年貢に固定したことを注意すべきであろう。それにしても鎖国という契機がなく、わが

国が直接に世界市場にさらされていたら一国内的な等価物たる米の流通を踏まえた石高制はとうてい維持出来なかったであろう。

さらにもう一步進めて言う、米納年貢を無批判に生産物・地代と割り切つて考えることにも問題はないだろうか。現象形態はまさしく生産物地代と言えるかも知れないが、さきにも指摘したように幕藩領主の土地に対する関係は典型的な封建的土地所有というよりは領有であり、政治的（公的）支配権により一定の基準〔制度〕にもとづき藩の行政Ⅱ收取機構により強制的に收取するものであるから、地代的性格よりもより濃く租税的・性格を認めるべきではないだろうか（もちろん地代的性格を否定し切っているのではない）。領主の家計よりも領国の社会経済Ⅱ財政のため收取されるものであり、初期には家計と財政の分化は著しくないが漸次分化しつつあることも関連して考慮すべきことであろう。もちろん手放しに全面的に租税とは言えないし、租税と言っても、もちろん近代の租税と考えるてはならない。またアジア的国家における「地代と租税の一致」も充分考慮した上で、しかもなお租税の要素の濃厚なことは主張してよいとおもわれる。

しかも、かかる米納年貢は個々の農家から直接・個別的に收取

石高制に関する二つの問題

されたわけではなく、村請であつたことにとくに注意すべきである（租税的要素を認めた時、近代の租税と異なる点の一つに挙げてよい）。村請は此の段階の領主制のあり方や農民の地位を考える上に一つの指標ともなるのである。一筆毎の土地は幕藩領主の「一所懸命」の土地ではなく、一筆ごとの土地の石高の総計としての村高、それを基準にして算出される年貢量を確保することこそ、領主側も農民側も最大の関心をもち、年貢が確保出来る限り、村落内部の生活諸関係については村落にまかせられていたのである。村請制度は領主にとって必要不可欠であつたし、農民側にとつては領主権力が村落内部へ直接に介入し、圧迫するのを防ぐ防壁であつた。したがつて村請は生産力の上昇の成果を、それがたとえ微小であり地味なものであれ、着実に農民側に保持してゆくものであり、そのことによってこそ小農民の分立は徐々にではあるが自生的に推し進められたものではあるまいか。一般的に言つて十七世紀の農村をそのように考え、その後における農民的商品生産や地主制の展開も村請の中に育まれた生産力上昇の成果と見ることは出来ないであろうか。もちろん生産力の上昇——農民の手元における剰余の留保に対して領主は追いつけをかけるであ

ろうが（ことに小物成が重要）、彼等が在地領主でない限り徹底的にくみ尽し得るものではないし、ことに村役人層の動向如何によつて微妙な結果を生じることを注意すべきであらう。

かく見てくると、石高制・村請制は幕藩領主⇨政治領主の財政のため、その支配領域における年貢収量の確保と維持に必要・不可欠なものであり、幕藩体制に照応するものであった。しかもその年貢は貨幣納的要素・租税的要素をもち、極端な表現をすれば「数字の支配」を本質とするもので——そのために精細な農政と郡方役人の機構があり、初期はともかく、急速に非人格的・制度的要素を強めてゆく——、中世在地領主の土地に対する具體的・直接的把握・支配の段階には照応しないのである。

この点は夫役についても言えることであつて、米納年貢の確保のためには土木普請ことに大河川の用水普請は必要不可欠であり、幕藩領主が最も力を注いだものであるが、この場合の夫役の賦課も必要労働力数が最大の関心事であり、一定の基準によつて村に割り付けられたものであった。それは村の石高や村の役高——本役・半役・四半役・何分役・無役の總計——或は村の一定年齢の労働可能男子数に應じて賦課され、必要労働力数（又は夫

銀・夫米）が確保されるならばよいのであつて、在地領主が個々の農家（農民）の人格を支配するところの「領主の家支配」・「隷属の象徴」としての夫役ではなかったのである（拙稿、福岡藩における夫役の賦課法と規制、宮本又次編、藩社会の研究所収）。同様なことは軍役高についても言えるのであつて、知行高を基準として軍役人数が定められる体制自体をもつと問題にしてよいのではないだろうか。

もちろん高のもつ「数字の支配」の性格は手放しに強調されてはならない。近代における数字の精密さには全く比ぶべくもないし、しかも一度算定された数字は固定されて現実の変化には即応しない傾向を常にもつていたのである。

かく見ると幕藩体制社会の基本的関係たる年貢・夫役の収取や軍役体系の整備が抽象的・形式的・固定的・停滞的な高にもつくことは深い注意を払つてよいことであらう。幕藩体制社会が「高」の社会であること、それは幕藩体制社会が日本封建社会においていかなる段階のものであるかを考えさせるのである。これを簡単に特殊日本封建制と言つてしまえばそれまでであるが、その場合封建制社会概念の中心点が何処にあるのか曖昧であるし、

日本封建制の特殊性を主張する論証も必ずしも明確にはなされてはいないようにおもわれる。むしろ歴史の流れの中で前代に在地土豪領主による具体的な土地支配、農民の人格支配、そして在地領主相互間の幾層にもわたる（小領主より大領主にいたる）主従関係のヒラルキイの形成を考え得るならば、その時期こそ典型的な封建制社会〔言わば盛期〕であり、戦国大名領国を過渡期として統一権力によりより高次に制度化され完成された（ということとは抽象的・形式的・固定的であり、或る場合は擬制化されたということであるが）幕藩体制社会は日本封建制社会の変質期・解体期と考へざるを得ないのである。

三

以上石高制は幕藩体制社会の基本原理と言ったが、しかし全国一様の基準で施行されたものではなく、また一つの原理で上層から最下部まで貫徹しているわけでもなかった。大名の石高について中村吉治氏は全国的に事例を挙げながら「大名の家格を決定して統一政権下に組み入れるに際して二つの方法があった」と指摘されている（前掲稿）。正確な検地で割り出された石高の総計が大名の石高であるとは簡単に言えず、「石高で家格を定めて大

石高制に関する二つの問題

よその地域を指定し、その地域の検地によって高を村に割りつけ、さらに百姓に割付けたのが検地であるという場合」を考慮しなければならぬとされる（前掲稿）。このことは重要な指摘で「下から」積み上げてきた石高でなく、家格表示として与えられ「上から」割り付けた石高である場合、その領国の内部で検地や石高はどんなかたちをとるであろうか。

福岡藩の場合、小早川時代は筑前一国のほか筑後御井郡・肥前基肄郡・養父郡を合わせて高五拾貳万石余であったが、関ヶ原役後黒田長政が拝領したのは筑前一国（唐津寺沢家の領分を除く）であり、これは小早川時代の三拾万四千四百石余にしかあたらなかった。したがって検地にあたっては五拾万石になるよう厳しく竿を入れ、藩の西部地方からはじめたが、中途より五拾万石の見込みがついたので東部地方は竿はゆるやかであると言つ。しかも検地により六拾万石余が出たが五拾万貳千石余にとどめ、残り九万四千石はその後の検地帳に新田として載せ、内証には「古高引残高」と言ったのである。その後幕府に願って寺沢領二万七白石と等しき石高を新田高より判物高に加へ筑前一国の「惣高拝領同前之儀」としたのであって、これが黒田氏の五十二万石であった

石高制に関する二つの問題

第二十九卷 第二号 一〇〇

(郡方覚書・古事秘録・九州大学九州文化史研究所所蔵)。一説には慶長十年高目録を幕府に奉る時には未だ検地を終わっていないだったので、当時の物成を三ツ三歩の率を以て除し五拾万二千四百石を石高とし、しかも検地終つて予定の石高に五千石不足したため検地帳の一筆毎に百分の一つ「小附」をして計算をあわせたと書かれている(筑前国各藩田制貢租調査)。二つの説は矛盾するが石高にあわせるように検地をした点は共通しているのである。

筑前のように戦国期以来大内・毛利・大友・原田・秋月等の諸勢力が角逐し旧勢力・旧制度が崩れ一種の地均しが出来た地帯に黒田氏の如く新入部した場合は右のような検地も出来たであろうが、辺境地帯ことに旧族大名——乃至その体制を継承した大名が、強固な権力をもって独自の体制を展開していた地域では石高制はいかなるかたちをとるであろうか。西南辺境地帯の領国を二・三うかがってみた。

薩摩藩では文祿に秀吉の検地を受け、太閤蔵入分、石田三成知行分等をあわせ薩隅日五拾七万八千余石であった(鹿児島県史第一巻)。しかしその検地は短日月に行なわれ粗雑で検地高の不平

均による知行および貢租上の不都合は当初よりの事と言われ(県史第二巻五二頁)、慶長十六年には総内検を行ない、この際は粃大豆壹石五升を以て高壹石とした。寛永の内検では高壹石を粃大豆九斗六升とし以後明治まで変らなかった。元和三年の判物高は六拾万五千石余(寛永十一年の書物にはこれに琉球高十二万三千石余を加える)、以後変らなかった。慶長内検では六拾壹万九千石余、寛永内検では五拾七万六千石余(いづれも道之島・琉球を除く)であるが、粃高にしたのは当地方の慣行に基づくものと思われ、同時に初期は内検高を文祿の検地高にあわせるために粃大豆をもって操作したのかも知れない。また竿は慶長内検以後は六尺五寸竿であった(以上鹿児島県史第二巻、山田竜雄、鹿児島県農業史Ⅱ日本農業発達史第二巻所収)。粃高であること、六尺五寸竿、検地竿次帳と共に検地名寄帳があり、門・屋敷の家族・牛馬等をも記載していることは他に見られぬ特徴であった。もっとも家族・牛馬の記載は一見個別人身把握Ⅱ夫役賦課の台帳とおもわれるが、むしろ大門・小門(たとえば十二人高・六人高)をあらわすことにより田畑の配分をしたもので、よほどの変動のない限り長く固定したものであった。しかも田畑の配分量と奉公

(夫役) 賦課量は密接に関連していたと言う(原口虎雄氏の御教示による)。なお上木(桑・漆・茶・柿等)を高に結んだことは、必ずしも薩摩藩のみとは言えぬにしても注意してよいように思われる。

肥前佐賀藩についてうかがうと、同藩は慶長十六年の検地にもとづき(もっとも此の検地帳には石盛も地米の記載もない、面積と作人名のみ)慶長十八年に三十五万七千石余の朱印状が与えられているが、その後小城(七万三千石)・鹿島(二万石)・蓮池(五万二千石)の三支藩を分出しても佐賀本藩は依然として三十五万七千石であって、朱印高は家格の表示にすぎないようである。むしろ領国内部で最も基準となり、広く行なわれているのは地米であって、これは年貢米・物成であった(城島正祥氏によれば後に地米と物成の間に幾分かの区別があるが、ここではふれない)。所謂検地帳はなく本帳(田畑帳・田畑地米帳)が土地の基本帳簿で、それには石盛はなく地米のみを記載する。検地竿は六尺五寸竿が踏襲され(佐賀県農地改革史上巻一五三頁、その他にも見える)、枺も京枺は用いられず京枺にきりかえられたのは明治初年であった(同上書、三二二、三頁)。地米がいかにして決定

石高制に関する二つの問題

されたかは必ずしも明らかでないが、検見を行ない村毎にその田畑の等級により地米は定められていたという。安永八年の史料では『三部式御上納、三部壹百姓取納前と御定之通』とあるから(三木俊秋、佐賀藩における知行地の問題Ⅱ藩社会の研究所収Ⅱ九六、七頁)、これより以前から生産高(検見の際の收穫高)の三分ノ二を地米としていたのである。太閤検地の原則が三分ノ二であることをおもえば近世初頭まで遡らせて考えてよいかも知れない。もっとも地米からは多くの場合落米・除物が控除されるので三分ノ二は収取の最高限を示しているとも言える。地米高が不適當な場合は願ひ出て反震(たんぶるい?)が行なわれ地米高が訂正されたし、領主側からは田畑の等級を変更し、或は小物成の賦課により生産力の上昇には対応したという。

しかも地米が五ツ成・四ツ成になるように一定の高を設定することもあった。知行高は初期より地米が四ツ成になるよう算定されたものであり、また朱印高に對し免を『六ツ七部式合四尺』として物成を算出した寛永十年の「覚」もあるが、これらは外部に對してはともかく、佐賀藩内部ではいづれも仮空の高であり、仮空の免であったとおもわれる。佐賀藩内部では地米が基準であ

石高制に関する二つの問題

第二十九卷 第二号 一〇二

り、実際の意味もあつたのである（以上佐賀藩については城島正祥氏、三木俊秋氏の御教示を受けることが多かった）。

さらに土佐藩について見ると、関ヶ原戦後入部した山内氏の朱印高は二拾万二千石余であつたが、長宗我部検地による地高は二拾四万八千石余で、そのため山内氏は幕府に屢々本来の地高に訂正することを申請したが改まることなく明治に至っている（平尾道雄、土佐藩農業経済史五〇―五四頁）。山内氏は入国当時の在地情勢から新入部の際は長宗我部地検帳を引継ぐだけで新たに検地を行なわなかつた。したがって土佐藩での高は長宗我部氏以来の地高であつて、それは地目・等級にかわりなく一反 $\parallel$ 一石とする單なる面積の称び替えにすぎず、石盛や石高もなかつたのである。これは長宗我部検地がなお中世的在地構造——土地についての錯雑重層した權利・得分を広汎に認めざるを得ない条件において行われたためであらう（関田英里、土佐の「石高」について、土佐史談第九一号）。

しかし近世大名としての土佐藩では貢租徴収のためには他藩の石盛・石高・免に相当する制度がなければならなかつた。それが「田合」であつて、田耆歩の收穫額を何程と定める言い、田合を

きめて一反歩の收穫米に對して何歩取にするかによつて反当り年貢高（ $\parallel$ 免）を算出し、免 $\times$ 面積 $\parallel$ 年貢高と算出するものであつた（関田、前掲稿とくに三七頁）。

このように地高のみでは單に面積のよびかえにすぎないので、武士の分限をあらわすにも多くは地高と物成高を併記するものであつたという。

このほかにも多くの事例を挙げ得るであらう。対馬藩の間尺法、上畠廻し、四尺八寸竿、御国枳については屢々指摘されたところである。ともかく辺境地帯が單なる内高ではなく独自の高をもつていたことは明治初期の版籍奉還・秩祿処分・地租改正等において各地に相當の論議を惹き起していることを見ても分るであらう。

かく見てくると、統一權力によつて一様の石高制が全国的に行され、貫徹していたのではなく、辺境とくに旧族大名の領国内部においては別の高の原理が實際には意味をもち働いていたのである、その地域の風土、領主——農民關係に適合した収取の基準（高）を形成してきていたのである。すなわち各地域・各領国ごとに夫々に適合した方法で生産力を把握し、負担能力の把握、年

貢の収取をはかっていたのであり、統一権力が大名を服属せしめたとき、中央地帯を基盤とする石高制にあみこみ、朱印高を与えたが、もちろんその高は細密な丈量・計算を下から積みあげたものではなく、家格表示的な意味が強かったのである。しかし同時に大名側からはその朱印高にあわせようとする努力があったことも認められねばならない。

以上見てきたことは前節の問題とも密接に関連して幕藩体制社会のあり方を根本的に考えさせるであろう。統一権力は中央・中間地帯はもちろん辺境地帯の大名をも服属せしめたが、その領国内部の土地・人民の支配はその領域の大名にゆだねられていたものであり、その意味ではもちろん封建社会である。しかし小論でうかがった土地支配の面からのみ見ても（他方では農民支配や主従制・知行制等から見るのが最小限必要）辺境の石高制が中央地帯を基盤とする石高制と様相を異にし、地域的にはきわめて狭く限定され、その独自性は強調されねばならないが、同時に基本的原理——標準的生産力表示Ⅱ負担能力の認定ないし年貢量の把握、一般的等価物たる生産物（米・榎大豆・麦…）による統一表示、数字の抽象性と固定性、領主の恣意の制限、重層的収取関係

の排除、村請等々——においてはいづれも揆を一にしていたのである。あたかも薩摩藩における郷土制度や麓の形成がきわめて特殊性をもつにもかかわらず、基本的には兵農分離の薩摩藩的形態と理解しなければならない（単なる中世的遺制ではない）のと同様である。

したがって、石高制も各地域の特殊性は充分認めなければならないが、種々の変容を見せつつも高次の意味では共通の原理が形成され、ことに統一権力が自己の方式にしたがって強力に編制しており、いづれの地域も（主導的にせよ、対応的にせよ、先進・後進の差違はあれ）一定段階の成熟度に達した封建社会であった。石高制の性格に関する前節の所論を認めるならば全体的には変質期・解体期の封建社会として幕藩体制社会を理解すべきであろう。国制史的に言えば単なる人的結合国家というよりは、むしろきわめて限界はあるにせよ、領域国家が形成せられ、しかも卓絶せる統一権力が一定限度において全国支配をなしている段階とおもわれる。

もちろん各領国の特殊性は単に土地支配の面のみではなく、いような視角から論ぜられてこそ意味があろうし、ことに個別藩政

石高制に関する二つの問題

第二十九卷 第二号 一〇四

史のもつ限界を超えるためには地域類型の設定をなすべきであろう——私自身は「西南辺境型領国に関する一試論」をまとめつつある。同様に瀬戸内型領国とか北陸型領国：等々を設定すべきではないだろうか。かくして、幕藩体制の諸段階はもっと各地域類型と密接に関連させ複合させて論ぜらるべきであり、それによって幕藩体制論はもっと歴史的内容のゆたかなものとなるであろう。(一九六三・二・一五)

〔補論〕

かつて高橋幸八郎氏が鋭くも指摘したように、日本封建制社会は世界史の古典的な段階構成の視角から言って、純粹に封建的なものではない。封建以前の諸規定・諸關係が段階的・構造的に止揚されることなく、重疊的に凝滞したまま日本封建制の背景を構成している(近代社会成立史論、序言一四頁)。そのため我々が古い側面——重疊的凝滞の面に眼をそくならば日本封建制社会は常に明確なかたちを以て成立していないであろう。小稿においてふれた在地土豪領主制も古い側面を挙げれば多くのものを勿論挙げ得るのであるが、鎌倉期の地頭領主制を受け南北朝の動乱を契機として室町期には、荘園制の残滓を残しつつも事実上は在地土豪による土地・人民の具体的把握・支配(封建領主制)と彼等の

間の幾層にもわたる主従制・知行制が進むのではないか(そして中央旧勢力の及ばない辺境にかえって封建領主制の典型的なものが見られるのではないか)。さらに戦国大名領国は封建領主制としてはより高次元のものになっているが、その中になお多くの在地土豪領主制を含んでいたのであって(その故に幕藩体制への過渡期とも言える)、室町・戦国期(ことにその前半)の在地土豪領主制を我が国封建領主制——封建制社会の典型||盛期と見てはいかがなものであろうか。

また、たとえ典型的時期||盛期が認められないでも、私は差支えないのではないかとおもふ。というのは歴史のテンポの早さは時に成立・形成期から殆んど盛期を経ないまま変質・解体期に突入することもあり得るからである。それは我が国の特殊性とも言えるし(我が国の歴史にはそうした事例は多い。殊に外国の影響の強い時期に)、一方では西ヨーロッパの歴史的事実を基礎として形成された概念を適用するため起り得る無理とも言える(したがって全く新しい概念を形成するか、或は多少とも既存の概念の内容に弾力性をもたせることが必要である)。

ともかく我が国封建制社会の諸段階を右のように理解しつつ、石高制の面から幕藩体制社会をとりあげてみたのである。御批判をおねがいする。